

マンガでおさえる
法学重要テーマ

憲法・行政法編



本書の 使い方

STEP 1

昇任試験対策室副室長の
カメっちです。本書の使い
方を説明していきます。
各テーマ STEP 1 は、
問題事例です。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

重要テーマ

STEP 1

STEP 2

STEP 3

08

自動車検問

昇任試験論文過去
問から最頻出テー
マを厳選しました。

STEP 1

問題事例

A 巡査部長らが夜間、検問中に普通乗用車を停止させたところ、運転していた男から「何も悪いことはしていない。急いでいるんだ。そもそも何の権利があって止めるのか。」と詰め寄られた。

自動車検問の法的根拠を複数挙げ、それぞれにおいて許容される停止のための実力行使の限界について述べなさい。

（ マンガで問題を読んでみよう！ ）



問題をマンガで読
むことで状況が把
握しやすくなって
います。



自動車検問を直接規定した法律はありませんが、その目的や態様により、①警職法 2 条 1 項、②警察法 2 条 1 項、③道交法、④刑訴法等が法的根拠とされています。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

答案作成の Q & A を確認しよう!

055

問題を解く上でのポイントや着眼点をカメっち先生がアドバイスします。

本書の問題事例は、判例の事案等をもとにした架空の事例です。設定やマンガの描写には注意を払っておりますが、実際の警察実務と相違する点があるかもしれません。ご容赦いただけますと幸いです。

各テーマSTEP 2は、
答案作成のQ&Aです。



STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 自動車検問にはどのような分類があるのか？

A 以下の解説と図表を参照してください。



特定の車両のみを停止させる**個別検問**と、通行車両を無差別に停止させる**一斉検問**とがあります。

また、その目的によって、犯罪発生時における検挙や捜査情報収集のための**緊急配備検問**、一般犯罪の予防・検挙のための**警戒検問**、交通違反の予防・検挙のための**交通検問**に分類されます。

| | (不特定の)犯罪の予防 | 既発の犯罪に関する 犯人検挙・情報収集 |
|----------|-------------|------------------------|
| 一般の犯罪 | ①警戒検問 | ③緊急配備検問 |
| 罪(道交法違反) | ②交通検問 | — |

答案作成上の疑問
をQ & A形式で解
決します。

Q2 自動車検問の法文上の根拠は何か？

A 以下の解説を参照してください。



自動車検問を直接規定した法律はありませんが、その目的や態様により、

- ①警職法 2 条 1 項
- ②警察法 2 条 1 項
- ③道交法
- ④刑訴法

等が法的根拠とされています。

Q&Aに関連するマ
ンガのコマで状況
をイメージしましょう。

豊富な図表でビジュアルに分かりやすく解説します。

08

自動車検問

Q3 自動車検問の法的根拠について具体的に教えて！

A 以下の解説と図表を参照してください。



外観から異常が認められる車両のみを停止させる**個別検問**と、外観から異常が認められない車両にも停止を求める**一斉検問**に分類して整理しましょう。

一斉検問は、主に**警察法 2 条 1 項**に定める「**警察の責務**」を法的根拠として行われていることがポイントです。

| | 法的根拠 | |
|--|---|---|
| | 外観から異常が認められる場合 | 外観から異常が認められない場合 |
| 交通検問 【目的】 交通違反の予防・検挙 | ○ 道交法 58 の 2、61、63、67 等 → 停止命令等 | ○ 警察法 2 1 飲酒運転の取締りにつき最決昭 55.9.22 → 警察の責務 |
| 警戒検問 【目的】 不特定の一般犯罪の予防・検挙 | ○ 警職法 2 1 → 職務質問 | ○ 警察法 2 1 ゲリラ事犯の未然防止につき千葉地判平 4.4.30 → 警察の責務 |
| 緊急配備検問 【目的】 既に発生した特定の犯罪の犯人検挙・情報収集 | ○ 警職法 2 1 → 職務質問 ○ 刑訴法 197 1 → 任意捜査 ○ 刑訴法 199、210、213、218 等 → 強制捜査 | ○ 刑訴法 197 1 → 任意捜査 |

表中の、飲酒運転取締りについての一斉検問の事案に関する判例（最決昭 55.9.22）が挙げた要件について、次ページの答案例でチェックしてくださいね。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

057

各テーマ STEP3 は、
模範答案例です。



STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 3

模範答案例

(穴埋めで重要ワードを覚えよう!)

1 自動車検問の意義

自動車検問とは、走行している自動車を停止させ、質問等を行うことをいう。

自動車検問について直接規定した法律はなく、その目的や態様により、

① []、② []、③ []、④ [] 等が法的根拠となる。

2 ① [] (職務質問として)

(1) 意義

車両の外観、走行態様等から当該車両に ⑤ [] があれば、
止めることができる。

盗難車である場合、手配車両と似ている場合、車両の外形・走行方
向点がある場合等がこれに当たる。

(2) 実力行使の限界

自動車を停止させる方法として、エンジンキーを切る、前後から挟みうち
にする、車止めを装置する等の ⑥ [] 限度での一時的な実力行使は許
される。

3 ② [] (警察の責務として)

(1) 意義

判例は、飲酒運転取締りの一斉検問の事案で、走行中の車両に外観上何ら不
審点が認められない場合においても、次の①～⑤を満たした自動車検問であ
れば、一斉検問として停止を求めることができるとした(最決昭55.9.22)。

- ① 交通取締りの一環であること
- ② 交通違反の多発する地域等の適当な場所で行うこと
- ③ 短時間の停止を求めるものであること
- ④ 任意の手段で行うこと
- ⑤ 自動車利用者の自由を不当に制約しない方法・態様で行われること

(2) 実力行使の限界

警察法2条1項に基づく活動は、⑥ [] 手段であることが前提と
なるため、実力を行使して強制的に停止させることはできない。

模範答案例の穴を
埋めて重要ワード
を覚えましょう。

同じ数字には同じ
ワードが入ります。
答えは右ページの
下部にあります。

4 ⑥ (運転者が果たすべき義務の確認として)

(1) 意義

積載物の重量制限違反と認められる場合(道交法58条の2)、車両等の乗車・積載・牽引について危険を防止するため、特に必要と認める場合(道交法61条)、整備不良車両を運転している場合(道交法63条1項)等に車両等を停止させることができる。

(2) 実力行使の限界

相手方に車両停止の法的義務を履行するよう説得し、⑥ 限度で実力を使用することが許される。

5 ④ (原則、任意捜査として)

(1) 意義

特定の犯罪が発生した際には、犯人の検挙や捜査情報の収集のため、**任意捜査**の一環として検問を行うことができる。

運転者が、刑法上の現行犯逮捕や緊急逮捕の要件を満たしていることが明らか場合は、強制手段をとることもできる。

(2) 実力行使の限界

任意捜査として行われる場合には、⑦ 等を理由とする状況の下で⑧ と認められる限度において実力を使用することができる。

うめさんが感想を言っています。
たまに大事なことを言うときがあります。

俺は、楽しみにしているドラマがあったって検問には従うぞ。
ちなみに俺が好きなのは、必殺仕事人シリーズだけ。
中村主水に憧れているんだ。



ベテラン穴埋め職人「うめさん」

解答

宗田 ⑧ 科警署、科警署 ④ いぬやろくごの神威 ⑨ 甲重量士 ⑤
卒課程 ⑦ 交交法 ⑥ 直しきろ卒重量 ② 直しきろ卒重量 ①

穴埋めの解答を逆
さにして示してい
ます。

Contents

[目次]

| | |
|---------------------|----|
| 本書の使い方 | 2 |
| 01 肖像権と犯罪捜査 | 12 |
| 02 肖像権と防犯カメラ | 18 |
| 03 取材活動と犯罪捜査 | 24 |
| 04 法定手続の保障 | 30 |
| 05 緊急逮捕の合憲性 | 36 |
| 06 職務質問 | 42 |
| 07 所持品検査 | 48 |





| | | |
|-----------|---------------|----|
| 08 | 自動車検問..... | 54 |
| 09 | 保護..... | 60 |
| 10 | 避難等の措置..... | 66 |
| 11 | 犯罪の予防・制止..... | 72 |
| 12 | 立入り..... | 78 |
| 13 | 武器の使用..... | 84 |
| 14 | 国家賠償責任..... | 90 |

法令略称一覧

| | |
|------|-----------------|
| 警職法 | 警察官職務執行法 |
| 刑訴法 | 刑事訴訟法 |
| 拳銃規範 | 警察官等拳銃使用及び取扱い規範 |
| 国賠法 | 国家賠償法 |
| 犯捜規 | 犯罪捜査規範 |

判例アドレス略称一覧

| | |
|--------|----------------|
| 大判(決) | 大審院判決(決定) |
| 最判(決) | 最高裁判所判決(決定) |
| 最大判(決) | 最高裁判所大法廷判決(決定) |
| 高判(決) | 高等裁判所判決(決定) |
| 地判(決) | 地方裁判所判決(決定) |

明=明治
大=大正
昭=昭和
平=平成
令=令和

憲法・行政法編

START!

次のページから、
「マンガでおさえる法学重要テーマ
憲法・行政法編」が始まります。
各テーマは、昇任試験で繰り返し
出題されている重要テーマを厳選し、
昇任試験の得点アップに直結する
内容になっています。
本書で憲法・行政法の盤石な基礎を
固めましょう。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

「マンガでおさえる法学重要テーマ」は、
5～7月号の3号連続企画だ。

- 5月号は刑法編
- 6月号は刑事訴訟法編
- 7月号は憲法・行政法編
を皆さんにお届けしているぞ。

それではみなさん、Let's GO!



01

肖像権と犯罪捜査

STEP 1

問題事例

殺人事件の被害現場の至近に設置された防犯カメラ映像に映っていた犯人と、背格好の類似した甲が同一人物であることを確認するため、警察官が、公道を歩行中又はパチンコ店内で遊戯中の甲の容貌等^{ようぼう}等を数分間ビデオ撮影した。

このようなビデオ撮影の適否について述べなさい。

マンガで問題を読んでみよう!

(左から右に読み進めてください。)





いわゆる「肖像権」の侵害が問題になりそうですね。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう!

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 肖像権とは何か？

A 公権力によってみだりに容貌・姿態を撮影されない自由のことです。



肖像権は、憲法に明記されてはいませんが、**幸福追求権**（憲法13条）をもとに、新しい人権の1つとして認められるものとされています。

判例も、「肖像権」と明示しているわけではありませんが、**公権力によってみだりに容貌・姿態を撮影されない自由**を認めています（最大判昭44.12.24）。

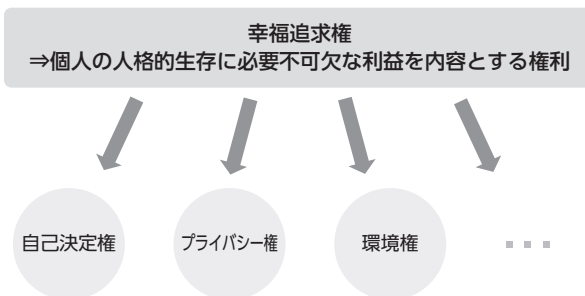
Q2 幸福追求権とは何か？

A 個人の人格的生存に必要不可欠な自由を追求する権利の総体をいいます。



幸福追求権とは、**個人の人格的生存に必要不可欠な利益を内容とする権利**の総体をいい、新しい人権を認める際の根拠とされています。

ただ、新しい人権の候補として挙げられる権利は多数ありますが、判例が新しい人権として正面から認めているものは数少なく、肖像権（プライバシー権の1つ）、名誉権などに限られるとされています。



Q3

犯罪捜査のために個人の容貌等を撮影することができるのか？



A

できる場合があります。以下の解説を参照してください。

肖像権を認めたとされる判例（前掲最大判昭44.12.24）は、現行犯的状况において犯罪捜査のために個人の容貌等を撮影することについて適法としたケースであり、現行犯的状况でない場合にも写真撮影を適法とする余地があるのか問題が残りました。

しかし、その後の判例（最決平20.4.15）では、捜査機関が犯人の同一性を確認するために公道上又はパチンコ店内において犯人の容貌等をビデオ撮影したことの適法性について、

- ① 捜査目的を達成するため
- ② 必要な範囲において
- ③ 公共の場所における撮影など相当な方法によって行われたもの

であれば、撮影を行う合理的理由があるため捜査活動として適法であると判断しており、**現行犯的状况でない場合にも写真撮影が適法とされ得ることが明らかになりました。**

現行犯的状况以外の場合

目的の正当性

+

撮影の必要性

+

撮影方法の相当性

- 東京高判昭63.4.1「山谷地区監視カメラ事件」
- 最決平20.4.15

他人の目にさらされる公道やパチンコ店では、肖像権保護の要請も一歩後退するでしょう。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

(穴埋めで重要ワードを覚えよう!)

1 結論

警察官のビデオ撮影は、適法である。

2 肖像権

(1) 意義

自らの容貌や姿態を、みだりに他人から撮影されたり、録画されたりしない権利をいう。

憲法に明記されている権利ではないが、新しい人権の1つとして憲法13条の幸福追求権に含まれるとされる。

(2) 判例

肖像権と明示しているわけではないものの、 自由が憲法上保障されるとしている（最大判昭44.12.24）。

(3) 肖像権への制約が認められる場合

警察官が正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、肖像権の侵害に当たり許されないが、 のために必要がある場合には、肖像権も相当の制限を受ける（前掲最大判昭44.12.24）。

2 犯人の同一性確認のためのビデオ撮影の適法性

判例は、捜査機関が犯人の同一性を確認するために、公道上又はパチンコ店内において犯人の容貌等をビデオ撮影した行為の適法性について、

① 捜査 を達成するため

② な範囲において

③ 公共の場所における撮影など な方法によって行われたものであれば、捜査活動として適法であるとした（最決平20.4.15）。

また、この判例では、**現行犯的状态でない**場合でも犯罪捜査のため個人の容貌等を撮影できる場合があり得ることが明示されている。

3 問題事例の検討

(1) 甲は犯人と背格好が類似しているのだから、犯人と疑う合理的な理由がある。

(2) ビデオ撮影は、重大事件である殺人事件の**犯人を特定**するという捜査目的の達成のために行われたものである。

- (3) ビデオ撮影が行われた公道とパチンコ店内は、通常、人が他人から容貌等を観察されること自体は受忍せざるを得ない公共の場所であるといえる。また、撮影は数分間であり相当な範囲にとどまっているといえる。
- (4) したがって、問題事例における警察官のビデオ撮影は、適法である。

撮影されるのは確かに良い気分はしないが、犯罪捜査のためなら仕方ないよな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

- ① みにだりに個人の容貌・姿態を撮影されない ② 公共の福祉 ③ 目的 ④ 必要 ⑤ 相当

02

肖像権と防犯カメラ

STEP 1

問題事例

A警部補は、管内の商店街会長から「万引きや店舗の壁への落書きに対する効果的な予防策はないか。」という相談を受けたことから、防犯カメラの設置を提案したところ、「防犯カメラは、プライバシーの侵害になるのではないか。」と質問された。

基本的人権の保障の観点から、私人が防犯カメラを設置し、ビデオ撮影すること及びビデオ記録を警察へ提供することの適法性について述べなさい。

マンガで問題を読んでみよう!

(左から右に読み進めてください。)





重要テーマ01との大きな違いは、本事例では撮影の主体が私人であるということです。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう!

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 本事例では、基本的人権の保障の観点から何が問題となるのか？

A 肖像権（プライバシー権の1つ）の侵害が問題になります。



個人の容貌等を撮影することの適法性が問題となっているので、重要テーマ01と同様に、**肖像権**の侵害が問題となります。

Q2 重要テーマ01との違いは何か？

A 本事例は、捜査機関ではなく、私人が私人を撮影するという違いがあります。



判例は、以前から犯罪行為が多発する地域において、**捜査機関**が、通りに面する歩道の電柱に防犯カメラを設置し、撮影した行為の適法性について、

- ① **犯罪が発生する相当程度の蓋然性**^{がいぜんせい}が認められる場合で、
- ② あらかじめ証拠保全の手段・方法をとっておく**必要性及び緊急性**が認められ、
- ③ 道路や公共施設等の公開された場所に防犯カメラを設置するなど**相当な方法**で撮影するのであれば、

現に犯罪が行われる以前から、犯罪の発生が予測される場所を継続的・自動的に撮影・録画することは適法である（東京高判昭63.4.1）としていますが、本事例は、**私人による撮影**ですので、この基準をそのまま使うわけにはいかなさそうです。

Q3

私人による撮影が許される場合の具体的な基準は何か？



A 以下の解説と図表を参照してください。

判例は、コンビニエンスストアの経営者が、経営する店舗内に設置したビデオカメラで来店した客の店内での行動を撮影したことの適法性について、防犯ビデオカメラの撮影、録画の①**目的の必要性、相当性**と、②**方法の相当性**等を考慮して判断する（名古屋高判平17.3.30）としています。

また、上記判例では、店舗内で撮影されたビデオ記録を警察へ提供したことの適法性について、①警察に提供されることになった**経緯**や②当該ビデオテープに録画された**客の行動**等の具体的な事情から判断するとされています。

私人による撮影の場合

目的の必要性、相当性

+

方法の相当性

私人による撮影のケースでは、上記判例（名古屋高判平17.3.30）の基準が使えるそうですね。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

(穴埋めで重要ワードを覚えよう!)

1 肖像権

(1) 意義

自らの容貌や姿態を、みだりに他人から撮影されたり、公開されたりしない権利を肖像権という。

憲法に明記されている権利ではないが、**新しい人権**の1つとして憲法13条の**幸福追求権**に含まれるとされる。

(2) 判例

判例も、肖像権と明示しているわけではないものの、**みだりに個人の容貌・姿態を撮影されない自由**が憲法上保障されるとしている（最大判昭44.12.24）。

(3) 肖像権への制約が認められる場合

警察官が正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、肖像権の侵害に当たり許されないが、**公共の福祉**のために必要がある場合には、肖像権も相当の制限を受ける（前掲最大判昭44.12.24）。

2 捜査機関による防犯カメラ設置の適法性

判例は、以前から犯罪行為が多発する地域において、**捜査機関**が、通りに面する歩道の電柱に防犯カメラを設置し、撮影した行為の適法性について、

- ① 犯罪が発生する **①** が認められる場合で、
- ② あらかじめ証拠保全の手段・方法をとっておく **②** が認められ、
- ③ 道路や公共施設等の公開された場所に防犯カメラを設置するなど **③** で撮影する

のであれば、現に犯罪が行われる以前から、犯罪の発生が予測される場所を継続的・自動的に撮影・録画することは適法である（東京高判昭63.4.1）とした。

3 捜査機関以外による防犯カメラ設置・撮影及びビデオ記録を捜査機関に提出することの適法性

(1) 防犯カメラの設置・撮影の適法性

防犯カメラの撮影、録画の①目的の **④**、②方法の **⑤**等を考慮して判断する（名古屋高判平 17.3.30）。

(2) 店舗内で撮影されたビデオ記録を警察へ提供したことの適法性

①警察に提供されることになった経緯や②当該ビデオテープに録画された客の行動等の具体的事情から判断する（前掲名古屋高判平 17.3.30）。

4 問題事例の検討

(1) 防犯カメラの設置・撮影の適法性

目的の必要性、相当性、方法の相当性等の要件を満たすのであれば、私人による不当な肖像権侵害とはならない。

(2) ビデオ記録を警察へ提供することの適法性

①警察に提供されることになった経緯や②当該ビデオテープに録画された客の行動等の具体的事情から判断し、適法とされる場合は許される。

私人がする撮影も、撮影の目的・態様によっては許されるってことだな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

①相当程度の蓋然性 ②必要性及び緊急性 ③相当な方法 ④必要性、相当性 ⑤相当性

03

取材活動と犯罪捜査

STEP 1

問題事例

A警部が殺人事件現場に到着したところ、事件発生を覚知した新聞記者らが多数押し寄せている状況であったことから、捜査のため立入規制を行わせ、新聞記者らの取材を排除しようとした。

すると、数名の記者から、「現場写真を撮りたい。取材妨害だ。憲法でも報道の自由が認められている。」という旨の抗議を受けたが、A警部は、「今は撮影を許可できない。規制線まで下がってください。」と言い取材をさせなかった。

「報道の自由」、「取材の自由」と「取材活動と犯罪捜査との関係」に触れた上で、A警部の記者への対応の適否について述べなさい。

マンガで問題を読んでみよう!

(左から右に読み進めてください。)





報道の自由や取材の自由も、適正迅速な捜査の遂行のために制約を受ける場合があります。



昇任試験対策室副室長
「カメッチ先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう!

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 報道の自由とは？

A 報道機関が、マスメディアを通じて、事実を国民に伝達する自由をいいます。



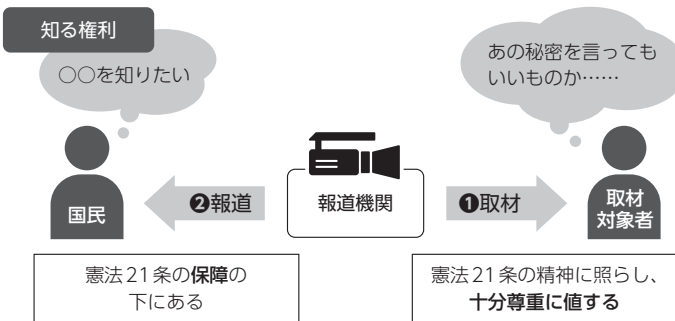
報道の自由は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき重要な判断資料を提供し、国民の**知る権利**に奉仕するものであるもので、**表現の自由**を規定する憲法21条の保障の下にある（最大決昭44.11.26）とされています。

Q2 取材の自由とは？

A 報道機関が報道を行うために、事実・意見等の情報を探索・収集する自由をいう。



報道機関の報道が正しい内容を持つためには、自由に取材ができることが必要です。ですから、報道のための取材の自由も、**憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値する**（前掲最大決昭44.11.26）とされています。



Q3

取材活動と犯罪捜査の関係について教えてください！



A 以下の解説を参照してください。

1 取材の自由の制約

取材の自由が十分に尊重されなければならないとしても、いかなる場合でもその自由が制約されないというわけではありません。

犯罪捜査との関係でいえば、公正な刑事裁判を実現するために不可欠である**適正迅速な捜査の遂行**という要請がある場合に、取材の自由は一定程度の制約を受けることがあるものとされています（最決平2.7.9）。

2 取材の自由の制約の可否の判断基準

①**犯罪の性質、内容、軽重**、②**適正迅速な捜査を遂げるための必要性**と、③**報道機関が被る不利益を比較衡量**して、取材の自由への制約が許されるかを判断するものとされています（前掲最決平2.7.9）。

① 犯罪の性質、内容、軽重
② 適正迅速な捜査を遂げるための必要性

③ 報道機関が被る不利益

比較衡量とは、対立する権利・利益を天秤にかけて判断する手法のことをいいます。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

(穴埋めで重要ワードを覚えよう!)

1 結論

新聞記者らに対する措置は、取材の自由を不当に侵害するものではなく適法である。

2 報道の自由

(1) 意義

報道機関が、マスメディアを通じて、事実を国民に伝達する自由をいう。

(2) 判例

報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき重要な判断資料を提供し、国民の ① に奉仕するものであるから、思想の表明の自由と並んで、事実の報道の自由は、② を規定する憲法 21 条の保障の下にある（最大決昭 44.11.26）。

3 取材の自由

(1) 意義

報道機関が報道を行うために、事実・意見等の情報を探索・収集する自由をいう。

(2) 根拠

報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分 ③（前掲最大決昭 44.11.26）。

4 取材活動と犯罪捜査の関係

(1) 取材の自由の制約

公正な刑事裁判を実現するために不可欠である④ という要請がある場合に、一定程度の制約を受けることがある。

(2) 判例

①犯罪の性質、内容、軽重、②適正迅速な捜査を遂げるための必要性と、③報道機関が被る不利益を ⑤ して、取材の自由への制約が許されるかを判断する（最決平 2.7.9）。

5 問題事例の検討

(1) 犯罪の性質、内容、軽重

殺人事件であり、重大な犯罪であるといえる。

(2) 適正迅速な捜査を遂げるための必要性

報道機関による独自取材の報道が行われてしまうことにより、犯罪者に逃亡又は罪証隠滅の機会を与え、適正迅速な捜査ひいては公正な刑事裁判の実現が阻害され得る。

(3) 報道機関の被る不利益

報道機関は捜査機関ではないから現場写真の撮影が必要不可欠であるとまではいえないし、警察関係者や近隣の者への取材によっても情報収集が可能であるから、現場写真を撮れないことに伴う不利益は小さい。

(4) 結論

適正迅速な捜査を遂げるための必要性が高く、取材の自由に対する制約が許されるといえる。

俺は高所作業でのバランス感覚には自信があるが、比較衡量でバランスの良い判断をするのは難しそうだな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

①知る権利 ②表現の自由 ③尊重に値する ④適正迅速な捜査の遂行 ⑤比較衡量

04

法定手続の保障

STEP 1

問題事例

特殊詐欺の事件数及び被害額が依然として高水準で推移しているところ、B警部補は、部下のA巡査から「特殊詐欺の受刑者を一生刑務所から出られないようにすれば犯罪が減るのではないか。」との質問を受けた。

設問1：A巡査に対する回答について、憲法31条に定める法定手続の保障の観点から簡記しなさい。

設問2：憲法31条に定める法定手続の保障は、刑事手続だけでなく行政手続にも及ぶ場合があるかについて、簡記しなさい。

(なお、設問1と設問2はそれぞれ独立の設問とする。)

マンガで問題を読んでみよう!

(左から右に読み進めてください。)





A 巡査の発言は、「刑事実体の法定」と、「刑事実体の内容の適正」の面から問題がありそうです。



昇任試験対策室副室長
「カメッチ先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう！

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 法定手続の保障とは何か？

A 以下の解説を参照してください。



刑事手続や刑事実体(犯罪と刑罰のこと)が法律で定められているだけではなく、その内容も適正でなければ人権は守られません。

そこで、憲法31条は、①刑事手続の法定だけでなく、②刑事手続の内容の適正、③刑事実体の法定、④刑事実体の内容の適正をも保障しています。

Q2 法定手続の保障の具体的な内容を教えて！

A 以下の図表を参照してください。



| | 刑事手続 | 刑事実体 |
|-------|---|---|
| 法定 | <input type="checkbox"/> 「刑事訴訟法」が定められている | <input type="checkbox"/> 罪刑法定主義 |
| 内容の適正 | <input type="checkbox"/> 告知・ <small>ちやうちん</small> 聴聞の権利 | <input type="checkbox"/> 刑罰法規の明確性 <input type="checkbox"/> 罪刑の均衡 等 |

- 告知……刑罰を科される危険にさらされている者に対して、あらかじめ刑罰を科される理由や科される刑罰の内容を知らせること
- 聴聞……刑罰を科す前に、相手方に弁解の機会を与えること

図表中の「罪刑法定主義」とは、犯罪と刑罰はあらかじめ法定されていなければならないという考え方をいい、「罪刑の均衡」とは、犯罪と刑罰の重さのつり合いがとれていることをいいます。

Q3 法定手続の保障が及ぶのは刑事手続に限られるのか？

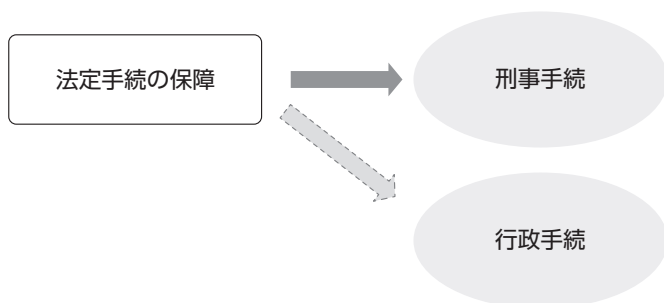


A 刑事手続に限られるわけではありません。

法定手続の保障を定める憲法31条は、「刑罰を科せられない」と規定し、また、憲法の条文の配列上、憲法31条が刑事手続上の権利を定める条項の冒頭に置かれていることなどからすると、その保障は刑事手続にのみ及びようにも思えます。

しかし、行政権が拡大化する現代社会においては、行政手続によって国民の自由が奪われる場合が多いため、**法定手続の保障の趣旨は行政手続にも及び得るもの**とされています。

判例も、法定手続の保障は直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続について、その全てが当然に憲法31条の保障の枠外にあると判断することは相当ではないとしています（最大判平4.7.1）。



例えば行政手続法では、一般的に、行政処分が行われる際には、告知・聴聞の手続をとらなければならないことが定められています。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

(穴埋めで重要ワードを覚えよう!)

1 設問 1 について

(1) 法定手続の保障 (憲法 31 条)

法定手続の保障とは、

- ① 刑事 **①** の法定
- だけでなく、
- ② 刑事 **②** の適正
- ③ 刑事 **③** の法定
- ④ 刑事 **④** の適正

を保障するものである。

ア 刑事手続の法定

刑事手続が法定されていないということである。

イ 刑事手続の内容の適正

⑤ の機会の保障を始めとした、刑事手続の内容は適正でなければならないということである。

ウ 刑事実体の法定

犯罪と刑罰はあらかじめ法定されていないということである。これを **⑥** 主義という。

エ 刑事実体の内容の適正

犯罪と刑罰の内容は適正でなければならないということである。

(2) A 巡査の質問に対する回答

A 巡査の「一生刑務所から出られないように」という発言は、仮釈放なしの終身刑を意味するのであれば、刑法 246 条に規定する詐欺罪の法定刑とは異なる刑罰を科すことになるから、**⑥** 主義、すなわち刑事

③ の法定に反する。

また、詐欺罪に科される刑罰を仮釈放なしの終身刑とすることは、罪刑の均衡を欠き、刑事 **④** の適正にも反する。

2 設問2について

法定手続の保障は直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続についても保証が **⑦** とする（最大判平4.7.1）。

もちろん、全ての行政手続に対して法定手続の保障が及ぶわけではないから、注意してくれよな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

①手続 ②手続の内容 ③美体 ④美体の内容 ⑤告知・聴聞 ⑥罪刑法定 ⑦及び得る

05

緊急逮捕の合憲性

STEP 1

問題事例

A 巡査部長は、窃盗罪で被疑者甲を緊急逮捕し、X警察署に引致して留置したが、その際、甲から「逮捕された時に逮捕状を見ていない。憲法違反の違法逮捕だ。」との抗議を受けた。

憲法33条に規定する令状主義と、緊急逮捕の合憲性について述べなさい。

（マンガで問題を読んでみよう！）

（左から右に読み進めてください。）





緊急逮捕はその要件が厳しいため、
逮捕に関する令状主義に反しないと
されています。



昇任試験対策室副室長
「カメッチ先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう！

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 逮捕に関する令状主義（憲法33条）とは何か？



A 以下の解説を参照してください。

憲法33条は、**現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発する令状によらなければ逮捕されない**として、逮捕に関する令状主義を規定しています。

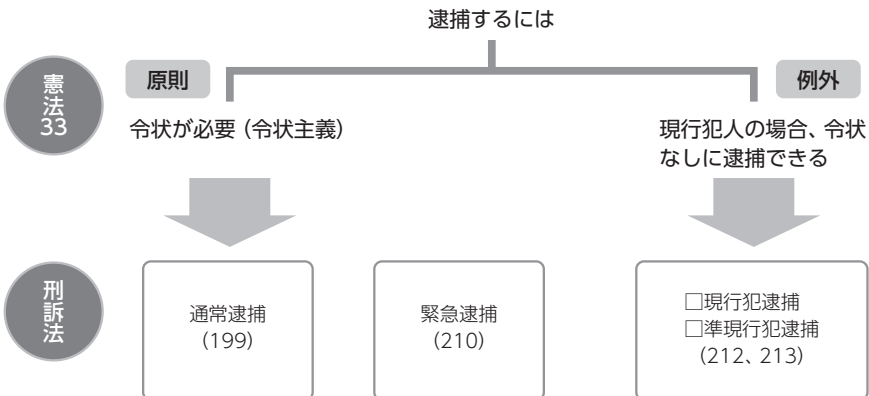
この趣旨は、逮捕に関して事前に裁判官の令状による審査に服させることにより、捜査機関の恣意的な逮捕を抑制し、人身の自由の侵害を防止することにあります。

Q2 なぜ、現行犯逮捕の場合は令状主義の例外とされているのか？



A 以下の解説と図表を参照してください。

現行犯逮捕の場合は、被疑者が犯罪を行ったことが明白であり、令状なしに逮捕しても、人権侵害の危険が少ないとされるからです。

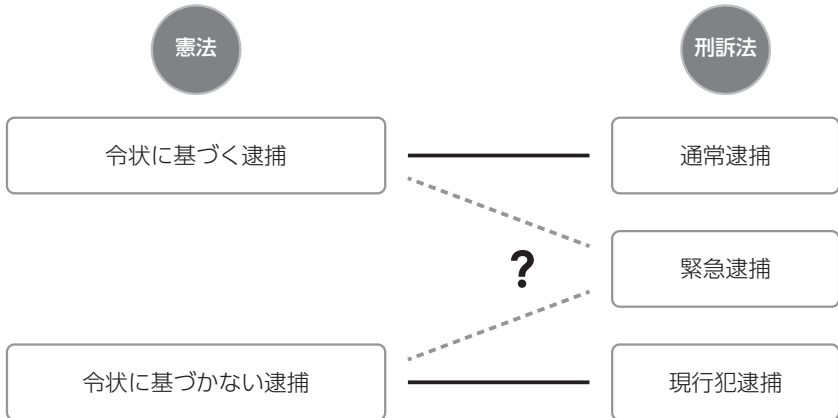


Q3 緊急逮捕は合憲か？

A 合憲です。詳細は以下の解説を参照してください。

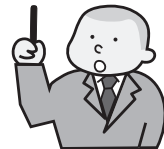


憲法は、令状主義の例外として現行犯逮捕のみを規定していることから、緊急逮捕についての合憲性が問題となります。



判例は、緊急逮捕を規定する刑訴法210条は、**罪状の重い一定の犯罪のみ**について、**緊急でやむを得ない場合に限り**、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件として被疑者の逮捕を認めるという**厳格な要件**を定めているので、憲法33条に違反しないとしています（最大判昭30.12.14）。

緊急逮捕の詳細や押さえるべきポイントについては、先月号付録「マンガでおさえる法学重要テーマ刑事訴訟法編」などで確認してくださいね。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

（ 穴埋めで重要ワードを覚えよう！ ）

1 令状主義

(1) 意義

憲法33条は、① の場合を除いては、裁判官が発する令状によらなければ逮捕されないとして、② 令状主義を規定している。

この趣旨は、逮捕に関して事前に裁判官の令状による審査に服させることにより、捜査機関の恣意的な逮捕を抑止し、人身の自由の侵害を防止することにある。

(2) 例外

① の場合は、令状なしに被疑者を逮捕することができる。

現行犯人は、犯罪を行ったことが明白であり、逮捕の必要性があるとともに、令状なしに逮捕しても誤認逮捕のおそれが少ないとされるからである。

2 緊急逮捕の合憲性

(1) 緊急逮捕の意義

緊急逮捕とは、一定の重罪について、犯罪の嫌疑が充分で、かつ、急速を要し逮捕状を求めることができないときに、その理由を告げて被疑者を逮捕し、逮捕後直ちに逮捕状を求めるとをいう（刑訴法210条）。

(2) 緊急逮捕の要件

ア 実質的要件

- 重罪性…死刑又は無期・長期3年以上の懲役・禁錮に当たる罪であること
- 嫌疑の充分性…対象犯罪を犯したと疑うに足りる充分な理由があること
- 緊急性…急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないこと
- 逮捕の必要性…逮捕をする必要性があること

イ 形式的要件

- 逮捕時の理由告知
- 逮捕後に逮捕状を直ちに請求すること

(3) 緊急逮捕の合憲性

緊急逮捕を規定する刑訴法210条は、罪状の重い一定の犯罪のみについて、緊急でやむを得ない場合に限り、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件として被疑者の逮捕を認めるという③な要件を定めているので、憲法33条に違反しない（最大判昭30.12.14）。

(4) 緊急逮捕状の提示の要否

刑訴法上、緊急逮捕した被疑者に対して逮捕状を示さなければならないとする法的根拠はない。よって、警察官が緊急逮捕状を被疑者に提示しないとしても、違法ではない。

ただし、被疑者に対して警察の措置が法定手続に従っていることを理解させる必要性等から、実務上は、逮捕状を被疑者に提示することが妥当であるとされている。

憲法の定める令状主義には、逮捕に関する令状主義（憲法33条）と、捜索・差押え等に関する令状主義（憲法35条）があるから注意してくれよな。
本事例は、逮捕に関する令状主義の話だ。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

① 現行犯逮捕 ② 逮捕に関する ③ 数枚